

四日市市女性起業家育成支援事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度四日市市女性起業家育成支援事業業務委託

(2) 事業の目的

女性ならではの感性や独創的な発想をもって起業を志す女性をサポートすることで、市内で活躍する新たな担い手を創出し、地域経済の活性化を目指す。

(3) 委託期間

契約の日から令和8年3月19日まで

2. 見積限度額

2,547千円（消費税相当額含む）

※上記金額には、参加料、講師料（交通費等含む）、広告宣伝費、会場使用料等の実費相当分を含む。

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 募集方法

四日市市のホームページで公表する。

5. 日程

令和7年4月21日	実施要領、企画提案書作成要領、審査要項をホームページに掲載、配布。※
令和7年5月12日	参加意向申出書の提出期限
令和7年5月14日	参加資格審査結果の通知
令和7年5月19日	質問受付期限
令和7年5月23日	質問回答
令和7年5月28日	企画提案書の提出期限
令和7年6月3日	審査
令和7年6月初旬	審査結果通知
令和7年6月初旬	参加者名、決定された業務委託候補者をホームページに掲載。 候補者と価格交渉し契約締結を行う。
※説明会は開催しない。	

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとし、条件を満たさない場合は、選定の対象外とする。

(1) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加者は、様式1「参加意向申出書」を持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

(2) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、様式2「参加資格審査結果通知書」により、郵送又は電子メールにて参加者に通知する。

8. 質疑・回答

質問は、電子メール（任意様式、Word形式）により、参加者から受け付ける（電子メール送付の際には電話等で市へ送付確認の連絡を行うこと）。

全ての質疑に対する回答を、全参加者に対して市のホームページにて公表する。ただし、参加資格審査の結果、資格を有することを認められなかった者からの質疑については無効とし、回答しないものとする。

9. 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙「四日市市女性起業家育成支援事業業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参又は郵便（簡易書留）で、8部提出すること。分割提出は認めない。また、提出期限後の企画提案書の追加及び修正は認めない。

なお、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・ 提案内容に虚偽がある場合
- ・ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

10. 審査方法

- (1) 本市が設置した「四日市市女性起業家育成支援事業業務委託プロポーザル審査委員会」において審査を行い、受託候補者を選定の上、随意契約を行う。
- (2) 各委員の評価点について、審査基準ごとに平均値を算出し（小数点第一位以下切捨）、各審査基準の平均値を合算した総得点の高い参加者を受託候補者として選定する。ただし、総得点の高い参加者が60点に満たない場合は受託候補者とししない。
- (3) ヒアリングの概要は以下のとおりとする。
 - ・ 参加者からの企画提案書に関するプレゼンテーション（約20分）
 - ・ 委員会から参加者へのヒアリング（約20分）
 - ・ 参加者の出席人数は3人以内とする。
 - ・ 説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。

11. 審査結果

審査の結果は、様式3「プロポーザル審査結果通知書」により、郵送又は電子メールにて参加者に通知する。また、市のホームページに、審査結果（業務委託候補者名と総合点数）を公表する。ただし、参加資格が認められなかったものは、この限りでない。

12. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は、参加者に返還しない。
- (2) 提出書類の著作権・知的財産所有権等は参加者に帰属するが、参加者の承諾を得た上で公表する場合がある。
- (3) 提出された文書等について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。

13. 書類提出先・問合せ先

(1) 書類提出先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市商工農水部商業労政課（四日市市役所7階）

※持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の
午前8時30分～午後5時15分とする。

ただし、締切当日は、持参の場合午後5時まで、郵送の場合期日必着とする。

(2) 問合せ先

四日市市商工農水部商業労政課 森本

T E L : 059-354-8175

F A X : 059-354-8307

電子メール : syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

14. 契約について

審査の結果、受託候補者として決定した者（以下、候補者という。）から提出された提案書等の内容に基づき、市と候補者とが協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、契約締結の際には、事業内容及び委託金額等について精査を行うものとし、精査の結果、仕様書及び企画提案書の事業内容等について変更する場合がある。

また、令和7年6月20日までに候補者との協議が整わない場合、市は次点者と協議することができるものとする。

15. その他

- (1) プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。
- (3) 各種提出書類について、提出期限後の変更については認めない。